

附属書四―A 繊維及び繊維製品の品目別原産地規則

付録1 供給不足の物品の一覧表

<p>一時的な物品 これらの物品は、この協定の効力発生の日の五年後に、第四・二条（原産地規則及び関連事項）9の規定に従い、供給不足の物品の一覧表から削除される。</p>	<p>供給不足の物品の品名</p>	<p>最終用途に関する要件 (該当する場合)</p>	<p>物品の 番号</p>	<p>一 第六〇〇一・九二号のメリヤス編物で、丸編み組織から成るクラツシュドパンベロアのものであり、ポリエステルが百パーセントのもの（重量が一平方メートルにつき二百七十一グラム以下のものに限る。）</p> <p>二 第五四〇七・五二号又は第五四〇七・六一号の綾織物<sup>あや</sup>で、ポリエステルが百パーセントのもの（マイクロファイバーのもので、ケミカルピーチ加工が施されたもの）に限り、かつ、重量が一平方メートルにつき百七十グラム以上二百三十七グラム以下のものに限る。）</p> <p>三 第五四・〇七項の綾織物<sup>あや</sup>で、ナイロンが百パーセントのもの（太さが七十デニール第六二〇三・四三号の男子用のズ</p>
--	-------------------	--------------------------------	-------------------	--

	<p>ルのたて糸及び太さが百六十デニールのよこ糸で織られ、一平方インチにつきたて糸の本数が百五十五でよこ糸の本数が九十のものであり、かつ、重量が一平方メートルにつき百十五グラムのものに限る。）</p>	<p>ボン（防水性のものを除く。）</p>
四	<p>第六〇・〇一項のボンディング編物で、平織りの表面（ナイロンが八十二パーセント以上八十八パーセント以下及び弾性糸が十二パーセント以上十八パーセント以下のものに限る。）及びポリエステルが百パーセントの起毛の裏生地から成るもの（重量が一平方メートルにつき二百五十四グラム以上三百二十六グラム以下のもので、アメリカ繊維化学技術・染色技術協会（以下「AATCC」という。）の規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。）</p>	<p>第六一類の男子用及び女子用の衣類（防水性のものに限る。）</p>
五	<p>第五四・〇七項のドビー織物又はポプリン織物で、ポリエステルが百パーセントのもの（重量が一平方メートルにつき六十七グラム以上七十八グラム以下のもので、AATCCの規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。）</p>	<p>第六二〇二・一三号又は第六二〇二・九三号の女子用の外衣類（防水性及び断熱性のものに限る。）</p>
六	<p>第五二・〇六項の綿糸（綿繊維が五十パーセントを超えるもので、アクリル繊維</p>	<p>第六一類の衣類及び附属品（第六</p>

	<p>が三十五パーセント以上のものに限り、六十七メートル式番手若しくはそれより細い単糸又は構成単糸が百三十五メートル式番手若しくはそれより細いマルチップルヤーン及び小売用にしたものを除く。）</p>	<p>一・一一項の乳児用の靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除く。）</p>
七	<p>第五四類又は第五五類の長繊維又は短繊維の糸の織物で、ポリエステルのもので、耐塩素性の弾性糸が三パーセント以上二十一パーセント以下のものに限る。）</p>	<p>第六二一・一一号又は第六二一・一二号の織物製の水着</p>
八	<p>第五四類又は第五五類の長繊維又は短繊維の糸の織物で、ポリエステルのもので、AATCCの規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。）</p>	<p>第六二一・一一号又は第六二一・一二号の織物製の水着</p>

恒久的な物品	
物品の番号	<p>供給不足の物品の品名</p> <p>最終用途に関する要件 (該当する場合)</p>
九	<p>第五一〇八・二〇号の梳毛糸（カシミヤやぎ製のものに限り、小売用にしたもの</p>

							を除く。)
一〇	第五一〇八・二〇号の梳毛糸 <small>（らくだ製のものに限り、小売用にしたものを除く。）</small>						
一一	第五一〇八・一〇号の紡毛糸 <small>（カシミヤやぎ製のものに限り、小売用にしたものを除く。）</small>						
一二	第五一〇八・一〇号の紡毛糸 <small>（らくだ製のものに限り、小売用にしたものを除く。）</small>						
一三	第五八〇一・二三号のベルベティーン織物						
一四	第五八〇一・二二号のコール天織物 <small>（パイルを切ったもので、綿が八十五パーセント以上のものに限る。）</small>						
一五	第五一一一・一一号又は第五一一一・一九号の織物で、手織りしたもの <small>（織幅が七十六センチメートル未満のもので、ハリスツイード協会の規則に従って英国で織られ、かつ、同協会によってそのように認定されたものに限る。）</small>						

一六	<p>第五五類の織物（羊毛、モヘヤ又はカシミヤやぎ若しくはらくだの毛が十五パーセント以下及び人造繊維の短繊維が十五パーセント以上のもので、重量が一平方メートルにつき三百四十グラム以下のものに限る。）</p>	第六二類の衣類
一七	<p>第五一一二・九〇号の梳毛織物で、コームした羊毛、モヘヤ又はカシミヤやぎ若しくはらくだの毛から成るもの（絹が三十パーセント以上のものに限る。）</p>	第六二類の衣類
一八	<p>第五二〇九・四一号の異なる色の糸から成る織物（綿が八十五パーセント以上のもので、重量が一平方メートルにつき二百四十グラムを超えるもの限り、デニムのもので及び六十七メートル式番手若しくはそれより細い単糸又は構成単糸が百三十五メートル式番手若しくはそれより細いマルチプルヤーンから成るものを除く。）</p>	
一九	<p>第五四〇八・二二号、第五四〇八・二二号、第五四〇八・三一号又は第五四〇八・三二号の再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸から成る織物で、浸染したものの又は白色のもの</p>	第六二類の衣類
二〇	<p>第五八〇一・二六号又は第五八〇一・三六号のシェニール織物</p>	第六二類の衣類
二二	<p>第五九〇三・二〇号の織物で、人造繊維が百パーセントのもの（ポリウレタンを</p>	<p>第四二〇二・一二号、第四二〇</p>

	<p>塗布したものの（六百ミリメートル以上千五百ミリメートル以下）で、重量が一平方メートルにつき九十二グラム以上四百七十五グラム以下のものに限る。）</p>	<p>二・二二号、第四二〇二・三二号 又は第四二〇二・九二号の紡織用 繊維製のバッグ</p>
<p>二二二</p>	<p>第六〇〇一・九二号のメリヤス編物で、人造繊維が百パーセントのもの（重量が一平方メートルにつき百七グラム以上三百七十五グラム以下のもの限り、ベロアのものを除く。）</p>	<p>第四二〇二・一二号、第四二〇二・二二号、第四二〇二・三二号 又は第四二〇二・九二号の紡織用 繊維製のバッグ</p>
<p>二二三</p>	<p>第六〇〇六・三二号の浸染したメリヤス編物で、人造繊維が百パーセントのもの（重量が一平方メートルにつき百七グラム以上三百七十五グラム以下のもの限り、ダブルニット又はインターロック組織のものを除く。）</p>	<p>第四二〇二・一二号、第四二〇二・二二号、第四二〇二・三二号 又は第四二〇二・九二号の紡織用 繊維製のバッグ</p>
<p>二二四</p>	<p>第六〇〇六・三二号の浸染したメリヤス編物で、人造繊維が百パーセントのもの（ポリウレタンを積層し又は塗布したもので、重量が一平方メートルにつき百七グラム以上三百七十五グラム以下のもの限り、ダブルニット又はインターロック組織のものを除く。）</p>	<p>第四二〇二・一二号、第四二〇二・二二号、第四二〇二・三二号 又は第四二〇二・九二号の紡織用 繊維製のバッグ</p>
<p>二二五</p>	<p>第五四・〇八項のシャリー織物で、レーヨンが百パーセントのもの（重量が一平</p>	<p>第六二類の衣類及び附属品</p>

	<p>方メートルにつき六十八グラム以上百五十三グラム以下のものに限る。シャリー織物とは、非常に柔らかく軽量で平織りの織物をいう。）</p>	
二六	<p>第六〇〇一・九一号のベロア編物（綿が七十パーセント以上八十三パーセント以下及びポリエステルが十七パーセント以上三十パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以上二百七十五グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六一類の衣類及び附属品</p>
二七	<p>第五五〇九・九九号の紡績糸で、ナイロン短繊維のもの（ナイロン繊維が五十一パーセント以上六十八パーセント以下、レーヨン繊維が三十三パーセント以上四十七パーセント以下及び弾性繊維が二パーセント以上十パーセント以下のもの限り、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>第六一類の衣類及び附属品（第六一・一一項の乳児用の靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除く。）</p>
二八	<p>第五五一五・九九号の織物で、ナイロン短繊維の紡績糸から成るもの（ナイロン繊維が五十一パーセント以上六十八パーセント以下、レーヨン繊維が三十三パーセント以上四十七パーセント以下及び弾性繊維が二パーセント以上十パーセント以下のもの限り、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>第六二類の衣類及び附属品</p>
二九	<p>第五五〇九・九九号の紡績糸で、ナイロン短繊維のもの（ナイロン繊維が五十一パーセント以上六十五パーセント以下及びレーヨン繊維が三十五パーセント以上四十九パーセント以下のもの限り、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>第六一類の衣類及び附属品（第六一・一一項の乳児用の靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除く。）</p>

		く。 )
三〇	第五五・九号の織物で、ナイロン短繊維の紡績糸から成るもの（ナイロン繊維が五十一パーセント以上六十五パーセント以下及びレーヨン繊維が三十五パーセント以上四十九パーセント以下のものに限り、小売用にしたものを除く。）	第六二類の衣類及び附属品
三一	第五五〇九・六九号の紡績糸で、人造繊維の短繊維のもの（レーヨン繊維が三十八パーセント以上四十二パーセント以下、アクリル繊維が三十八パーセント以上四十二パーセント以下及びポリエステル繊維が十六パーセント以上二十四パーセント以下のものに限り、小売用にしたものを除く。）	第六一類の衣類及び附属品（第六一・一一項の乳児用の靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除く。）
三二	第五五一五・九九号の織物で、人造繊維の短繊維の紡績糸から成るもの（レーヨン繊維が三十八パーセント以上四十二パーセント以下、アクリル繊維が三十八パーセント以上四十二パーセント以下及びポリエステル繊維が十六パーセント以上二十四パーセント以下のものに限る。）	第六二類の衣類及び附属品
三三	第五五一六・一三号又は第五五一六・二三号のジャカード織物で、レーヨン短繊維から成るもの（重量が一平方メートルにつき三百七十五グラム以下のものに限る。）	第六二類の衣類及び附属品

<p>三四</p>	<p>第五一五・一三号の織物で、カードした羊毛が混紡されたもの（ポリエステル短繊維が五十パーセント以上、カードした羊毛が二十パーセント以上四十九パーセント以下及びその他の繊維が八パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以上四百グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六二・〇一項又は第六二・〇二項の男子用、女子用及び子供用の外衣類並びに第六二〇九・三〇号の乳児用の衣類（第六二・〇一項又は第六二・〇二項の衣類に類するものに限る。）</p>
<p>三五</p>	<p>第五一・一一項の織物で、カードした羊毛が混紡されたもの（カードした羊毛が五十パーセント以下及び人造繊維が三十五パーセント以上のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以上四百グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六二・〇一項又は第六二・〇二項の男子用、女子用及び子供用の外衣類並びに第六二〇九・九〇号の乳児用の衣類（第六二・〇一項又は第六二・〇二項の衣類に類するものに限る。）</p>
<p>三六</p>	<p>第五一五・九九号の織物で、カードした羊毛が混紡されたもの（ナイロン短繊維が五十パーセント以上、カードした羊毛が二十パーセント以上四十九パーセント以下及びその他の繊維が八パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以上四百グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六二・〇一項又は第六二・〇二項の男子用、女子用及び子供用の外衣類並びに第六二〇九・三〇号の乳児用の衣類（第六二・〇一項又は第六二・〇二項の衣類に類す</p>

		るものに限る。)
三七	<p>第五五・一五・二二号の織物で、カードした羊毛が混紡されたもの（アクリル又はモダクリルの短繊維が五十パーセント以上、カードした羊毛が二十パーセント以上四十九パーセント以下及びその他の繊維が八パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以上四百グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六二・〇一項又は第六二・〇二項の男子用、女子用及び子供用の外衣類並びに第六二・〇九・三〇号の乳児用の衣類（第六二・〇一項又は第六二・〇二項の衣類に類するものに限る。）</p>
三八	<p>第五四・〇七項のシフォン織物で、ポリエステルが百パーセントのもの（重量が一平方メートルにつき百七十グラム以下のものに限る。シフォン織物とは、高撚糸から成る非常に薄く軽量かつ透明な平織りの織物で、通常は正方形のものであり、かつ、たて糸及びよこ糸の数がほぼ同じで、たて糸及びよこ糸の番手が同じものをいう。）</p>	
三九	<p>第六〇・〇一・一〇号のロングパイル編物で、人造毛皮風にしたメリヤス編物（アクリル又はモダクリルの繊維が五十パーセント以上及びポリエステル繊維が三十五パーセント以下のパイル編物から成るもの）に限り、基布の繊維材料を問わない。）</p>	<p>第六一類、第六二類又は第六三類の物品</p>

四〇	第六〇〇一・一〇号のロングパイル編物で、人造毛皮風にしたメリヤス編物（アセテート繊維が五十パーセント以上及びポリエステル繊維が三十五パーセント以下のパイル編物から成るもの限り、基布の繊維材料を問わない。）	第六一類、第六二類又は第六三類の物品
四一	第五二・一二項の綿織物（第五三類の植物性繊維が三十五パーセント以上四十九パーセント以下のものに限る。）	第六一類又は第六二類の衣類
四二	第五五・一五項又は第五五・一六項の人造繊維の短繊維の織物（第五三類の植物性繊維が三十五パーセント以上四十九パーセント以下のものに限る。）	第六一類又は第六二類の衣類
四三	第五二・一二項の綿織物（第五三類の植物性繊維が三十パーセント以上及び弾性繊維が五パーセント以上のものに限る。）	第六一類又は第六二類の衣類
四四	第五五・一五項又は第五五・一六項の人造繊維の短繊維の織物（第五三類の植物性繊維が三十パーセント以上及び弾性繊維が五パーセント以上のものに限る。）	第六一類又は第六二類の衣類
四五	第六〇・〇四項から第六〇・〇六項までの各項のメリヤス編物（人造繊維の短繊維が五十一パーセント以上六十五パーセント以下及び第五三類の植物性繊維が三十五パーセント以上四十九パーセント以下のもの限り、弾性糸又はゴム糸が五パーセント以上のものを含む。）	第六一類の衣類

四六	第六〇・〇四項から第六〇・〇六項までの各項のメリヤス編物（綿繊維が五十一パーセント以上六十五パーセント以下及び第五三類の植物性繊維が三十五パーセント以上四十九パーセント以下のものに限り、弾性糸又はゴム糸が五パーセント以上のものを含む。）	第六一類の衣類
四七	第六〇・〇四項のメリヤス編物（第五三類の植物性繊維が三十パーセント以上、ポリエステルが六十五パーセント以下及び弾性糸又はゴム糸が五パーセント以上のものに限る。）	第六一類の衣類及び附属品
四八	第六〇・〇四項のメリヤス編物（第五三類の植物性繊維が三十パーセント以上、綿が六十五パーセント以下及び弾性糸又はゴム糸が五パーセント以上のものに限る。）	第六一類の衣類及び附属品
四九	第五六〇六・〇〇号のシェニールヤーン	第六一・〇六項、第六一・〇九項又は第六一・一〇項の女子用の上体用衣類
五〇	第五五・一五項のストレッチ織物（ポリエステルが五十一パーセント以上六十五パーセント以下、レーヨンが三十四パーセント以上四十九パーセント以下及び弾	第六二・〇三項、第六二・〇四項又は第六二・〇九項のズボン、胸

	<p>性糸が一パーセント以上六パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百八十グラム以上三百グラム以下のものに限る。）</p>	<p>当てズボン、ショーツ、スカート及びキュロットスカート</p>
<p>五一</p>	<p>第五三・一一項のストレッチデニム（ラミーが五十五パーセント以上六十一パーセント以下、綿が二十三パーセント以上二十九パーセント以下、ポリエステルが十六パーセント以上二十二パーセント以下及び弾性糸が一パーセント以上三パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百七十二グラム以上四百グラム以下（洗濯前）又は二百二十二グラム以上四百グラム以下（洗濯後）のものに限る。）</p>	<p>第六二・〇三項、第六二・〇四項又は第六二・〇九項のズボン、胸当てズボン、ショーツ、スカート及びキュロットスカート</p>
<p>五二</p>	<p>第五四・〇七項のマイクロファイバーサテン織物で、ポリエステルが百パーセントのもの（紫外線防指処理及びケミカルピーチ加工が施されたもので、重量が一平方メートルにつき百三十五グラム以上二百二十グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六二・〇三項、第六二・〇四項又は第六二・〇九項のショーツ</p>
<p>五三</p>	<p>第五二・〇八項又は第五二・一〇項のフランネル綿織物（綿のみから成るもの又は綿が六十パーセント以上及びポリエステルが四十パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以下のものに限る。）</p>	
<p>五四</p>	<p>第五四〇三・一〇号、第五四〇三・三二一号、第五四〇三・三二二号又は第五四〇</p>	

	<p>三・四一号の再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸で、ビスコースレーヨンのもの（縫糸及び小売用にしたものを除く。）</p>	
五五	<p>第五五・〇二項の長繊維のトウで、ビスコースレーヨンのもの</p>	
五六	<p>第五五〇一・三〇号又は第五五〇三・三〇号の短繊維で、アクリル又はモダクリルのもの（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたもの並びに生機、漂白した繊維、炭素繊維の生産に使用するポリアクリルニトリル・プリカーサー及び浸染してない繊維又はゲル浸染した繊維で小売用のアクリル糸に使用するものを除く。）</p>	
五七	<p>第五五〇四・一〇号の短繊維で、ビスコースレーヨンのもの（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）</p>	
五八	<p>第五五〇一・三〇号又は第五五〇六・三〇号の短繊維で、アクリル又はモダクリルのもの（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたもの）に限り、生機、漂白した繊維、炭素繊維の生産に使用するポリアクリルニトリル・プリカーサー及び浸染してない繊維又はゲル浸染した繊維で小売用のアクリル糸に使用するものを除く。）</p>	

<p>五九</p>	<p>第五二〇八・四一号又は第五二〇八・四三号の異なる色の糸から成るフランネル織物（綿が八十五パーセント以上のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム未満のものに限る。）</p>	<p>第六二類の衣類</p>
<p>六〇</p>	<p>第五二・〇六項の綿糸（綿繊維が五十一パーセント以上六十五パーセント以下及びレーヨン繊維が三十五パーセント以上四十九パーセント以下のものに限り、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>第六一類又は第六二類の衣類及び附属品（第六一・一一項の乳児用の靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除く。）</p>
<p>六一</p>	<p>第五四・〇七項、第五五・一二項、第五九〇三・二〇号又は第五九〇三・九〇号の織物で、合成繊維が百パーセントのもの（透湿性及び防水性のラミネート加工並びに耐久性はつ水加工が施されたもので、五千ミリメートルの静水圧試験（国際標準化機構（以下「ISO」という。）八一―）に合格し、透湿の結果水蒸気透過抵抗値が六十以下である（ISO一〇九二）もの限り、かつ、親水性モノリシック若しくは疎水性ポリウレタンから成る透湿性及び防水性の膜又は四フッ化エチレン樹脂にラミネート加工し並びに耐久性はつ水加工を施した織物に限る。物品は、防水性の膜にラミネート加工を施した裏地として第三の層を含むことができる。）</p>	<p>第六二・〇一項、第六二・〇二項、第六二・〇三項、第六二・〇四項又は第六二・一〇項の男子用及び女子用のコート、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドブレーカーその他これらに類する製品並びに男子用及び女子用のズボン又はベスト（詰め物をしたベスト及び断熱加工したベストを除く。）</p>



	<p>ネット加工並びに耐久性はつ水加工が施されたもので、五千ミリメートルの静水圧試験（ISO八一一）に合格し、透湿の結果水蒸気透過抵抗値が六十以下である（ISO一一〇九二）ものに限り、かつ、親水性モノリシック若しくは疎水性ポリウレタンから成る透湿性及び防水性の膜又は四フツ化エチレン樹脂にラミネート加工し並びに耐久性はつ水加工を施した織物に限る。物品は、防水性の膜にラミネート加工を施した裏地として第三の層を含むことができる。）</p>	
<p>六五</p>	<p>第五五一一・一九号のストレッチ織物で、四方向に伸縮する平織りのもの（ポリエステルが八十五パーセント以上九十八パーセント以下及び弾性糸が二パーセント以上十五パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百三十五グラム以上二百グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六二類の衣類</p>
<p>六六</p>	<p>第五二〇八・二一号、第五二〇八・二三号、第五二〇八・二九号、第五二〇八・三一号、第五二〇八・三二号、第五二〇八・三三号、第五二〇八・三九号、第五二〇八・四一号、第五二〇八・四二号、第五二〇八・四三号、第五二〇八・四九号、第五二一〇・二一号、第五二一〇・二九号、第五二一〇・三一号、第五二一〇・三二号、第五二一〇・三九号、第五二一〇・四一号又は第五二一〇・四九号の綿織物で、漂白し若しくは浸染したもの又は異なる色の糸から成るもの（六十七メートル式番手若しくはそれより細い単糸又は構成単糸が百三十五メートル式番手若しくはそれより細いマルチプルヤーン（芯地材を除</p>	<p>第六二〇五・二〇号の男子用のドレスシャツ又は第六二〇六・三〇号の女子用のブラウス</p>

六七	
<p>第五五一六・一四号のな染した織物で、レーヨンが百パーセントのもの（重量が</p>	<p>く。）から成るもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以下のものに限る。襟、カフス及び胸ポケット用の織物は、同種の織物でもよい。この規定の適用上、「同種の」織物とは、組織及び繊維含有量についてこれらの基準を満たすが、色彩又は色彩パターンが表地の繊維とは異なるものをいう。）</p> <p>シャツ及びブラウスとは、こぼステッチが施された襟（ボタンダウンのものかどうかを問わない。））、完全な前開き部分及びボタン留めを有するものをいう（長袖のものについては、カフスボタンその他の閉込み手段を必要とするボタンカフス又は折り重ねカフスを有するものに限る。））。男子用のシャツは、長袖又は半袖のものに限り、女子用のシャツ又はブラウスは、長袖、半袖又は袖なしのものに限る。シャツ又はブラウスは、一の胸ポケットを有することができるが、その他のポケットを有してはならない。シャツ又はブラウスは、メリヤス編みの襟、カフス又はそこにメリヤス編みのウエストバンドその他の絞る部分及び裏地（カフス、襟、プラケット、ヨーク、ポケット又はししゅうに必要とされる織物の芯地及び二重層を除く。）を有してはならない。シャツ又はブラウスは、後ろヨークを有することができるが、前ヨークを有してはならない。シャツ又はブラウスは、スーツ、スーツに類するジャケット又はブレザーの下に着用するために適したものに限るものとし、ししゅうされたロゴ又はイニシャルを胸部、胸ポケット、襟又はカフスに施すことができる。</p>

	<p>一平方メートルにつき二百グラムを超えるものに限る。）</p>	
<p>六八</p>	<p>第六〇〇一・二二号の起毛のメリヤス編物（アクリルが六十七パーセント以上七十三パーセント以下及びビスコースが二十七パーセント以上三十三パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以上二百八十グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六一〇・三〇号のセーター、プルオーバー、スウェットシャツ、ウエストコートその他これらに類する製品</p>
<p>六九</p>	<p>第六〇・〇四項のジャージーのメリヤス編物（アクリルが三十一パーセント以上三十七パーセント以下、ビスコースが十五パーセント以上二十一パーセント以下、ポリエステルが三十五パーセント以上四十一パーセント以下及び弾性糸が七パーセント以上十三パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百二十五グラム以上百八十グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六一類の衣類</p>
<p>七〇</p>	<p>第六〇〇六・三二号の浸染したメリヤス編物（ナイロンが五十二パーセント以上五十八パーセント以下、羊毛が二十七パーセント以上三十三パーセント以下及びアクリルが十二パーセント以上十八パーセント以下のものに限る。）</p>	<p>第六一〇・三〇号のセーター、プルオーバー、スウェットシャツ、ベストその他これらに類する製品</p>
<p>七一</p>	<p>第六〇〇六・三二号の浸染したメリヤス編物（ナイロンが四十二パーセント以上四十八パーセント以下、ビスコースが三十七パーセント以上四十三パーセント以下</p>	<p>第六一〇・三〇号のセーター、プルオーバー、スウェットシャツ</p>

	<p>下及び羊毛が十二パーセント以上十八パーセント以下のものに限る。）</p>	<p>ツ、ベストその他これらに類する製品</p>
七二	<p>第六〇〇六・三二号の浸染したメリヤス編物（ナイロンが四十一パーセント以上四十七パーセント以下、羊毛が十八パーセント以上二十四パーセント以下、アクリルが十八パーセント以上二十四パーセント以下及びモヘヤが十一パーセント以上十七パーセント以下のものに限る。）</p>	<p>第六一〇・三〇号のセーター、プルオーバー、スウェットシャツ、ベストその他これらに類する製品</p>
七三	<p>第六〇〇六・二二号又は第六〇〇六・三二号の浸染したメリヤス編物（綿が五十パーセント以上五十六パーセント以下、アクリルが三十四パーセント以上四十パーセント以下及びポリエステルが七パーセント以上十三パーセント以下のものに限る。）</p>	<p>第六一・一〇項のセーター、プルオーバー、スウェットシャツ、ベストその他これらに類する製品</p>
七四	<p>第六〇・〇四項のメリヤス編物（ポリエステルが三十五パーセント以上四十一パーセント以下、アクリルが三十二パーセント以上三十八パーセント以下、ビスコースが十五パーセント以上二十一パーセント以下及び弾性糸が六パーセント以上十一パーセント以下のものに限る。）</p>	<p>第六一類の衣類</p>
七五	<p>第五二〇八・四九号、第五二〇九・四九号、第五二一〇・四九号又は第五二一一・四九号の異なる色の糸から成るジャカード織物（綿が重量上の主成分である</p>	<p>第六二類の衣類</p>

	ものに限る。)	
七六	第六〇〇六・二二号の浸染したメリヤス編物（綿が五十一パーセント以上六十パーセント以下、レーヨンが三十パーセント以上四十パーセント以下及びナイロンが四パーセント以上十パーセント以下のものに限る。）	第六一類の衣類
七七	第六〇〇六・四二号のメリヤス編物で、レーヨンのもの（難燃性のレーヨン繊維を含有しないもので、重量が一平方メートルにつき百二十五グラム以上二百二十五グラム以下のものに限る。）	
七八	第六〇〇五・三二号のたてメリヤス編物で、ラッシュェル編みのもの（長繊維の太さが一・〇デニール未満のマイクロファイバーの人造繊維の糸から成るもので、重量が一平方メートルにつき九十グラム以上二百四十グラム以下のもの限り、かつ、区分Gの通気を有するものに限る。「区分G」の通気とは、機械加工した様式で、寸法が可変的な開孔部及び可視的な開孔部がない密集部を有するものという。開孔部は、線状の縞 <small>しま</small> のものを除く。）	第六一類の男子用及び女子用のトップス、ズボン又はショーツ（この規定における「トップス」には、第六一・〇五項及び第六一・〇六項のシャツ及びブラウス、第六一・〇九項のTシャツ、シングレット、タンクトップその他これらに類する衣類、第六一・一〇項のプルオーバーその他これに類する衣類、第六一・一四項の

八〇		
<p>第五四〇七・一〇号の二重織りの織物（ナイロンが六十六パーセント以上七十二パーセント以下、ポリエステルが十九パーセント以上二十五パーセント以下及び</p>	<p>第七九 第六〇〇六・二二号、第六〇〇六・二三号、第六〇〇六・二四号、第六〇〇六・三二号、第六〇〇六・三三号又は第六〇〇六・三四号のメリヤス編物で、丸編みのもの（ポリエステルが五パーセント以上六十パーセント以下、綿が五パーセント以上六十パーセント以下及びレーヨンが三十五パーセント以上九十パーセント以下の三種混紡糸から成るもので、重量が一平方メートルにつき二百五十グラム以下のものに限る。）</p>	
<p>第六二〇一・九三号の男子用のジャケット（防水性のものに限</p>	<p>第六一類の男子用及び女子用のトップス、ズボン又はショーツ（この規定における「トップス」には、第六一・〇五項及び第六一・〇六項のシャツ及びブラウス、第六一・〇九項のTシャツ、シングレット、タンクトップその他これらに類する衣類、第六一・一〇項のプルオーバーその他これに類する衣類、第六一・一四項のトップス並びに第六一・一四項のその他の衣類でこれらの衣類に類するものを含む。）</p>	<p>トップス並びに第六一・一四項のその他の衣類でこれらの衣類に類するものを含む。）</p>

	<p>弾性糸が六パーセント以上十二パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以上二百五十グラム以下のものに限り、かつ、AATCCの規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。）</p>	
八一	<p>第五四・〇七項、第五五・一二項又は第五九・〇三項の合成繊維の織物で、透湿性及び防水性のコーティング加工並びに耐久性はつ水加工が施されたものであり、かつ、五千ミリメートルの静水圧試験（ISO八一）に合格し、透湿の結果水蒸気透過抵抗値が六十以下である（ISO一一〇九二）もの（主要な縫い目がシールされたもので、防水性及び透湿性のコーティング加工並びに耐久性はつ水加工が施されたものに限り、コーティング面に接着した裏地として第三の層を含むことができる。この物品の縫い目は、「シールされた縫い目」である。この衣類は高度に組織される。）</p>	<p>第六二類の男子用及び女子用の外衣類（ジャケット、ズボンその他これらに類する製品を含む。）</p>
八二	<p>第五一一・一一号又は第五一一・一九号の織物で、羊毛が百パーセントのもの（重量が一平方メートルにつき二百八十五グラム以上三百十五グラム以下のもの、AATCCの規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。）</p>	<p>第六二〇二・九一号の女子用のアノラック、スキージャケットその他これらに類する製品（防水性のものに限る。）</p>

八三	<p>第六〇〇四・一〇号、第六〇〇五・三一号、第六〇〇五・三二号、第六〇〇五・四一号、第六〇〇五・四二号、第六〇〇六・三一号、第六〇〇六・三二号、第六〇〇六・四一号又は第六〇〇六・四二号の身体の寸法に合わせたチューブ状の人造繊維の編物で、白色の又は浸染したもの（よられた弾性糸がよこ帯状の部分に挿入されたもので、機械加工による成型、圧縮又は様式が施されたものに限る、かつ、重量が一平方メートルにつき二百五十グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六一類の衣類で、丸編みのメリヤス編物のものであり、かつ、縫い目のないもの（最小限の縫い目を有することができるが、脇縫いを有してはならない。）</p>
八四	<p>第六〇〇四・一〇号、第六〇〇五・三一号、第六〇〇五・三二号、第六〇〇五・四一号又は第六〇〇五・四二号のたてメリヤス編物で、ダブルニードルバーを用いたジャカードラッシュェル編みのもの（白色の又は浸染したもので、人造繊維のマイクロデニールナイロンの糸又はポリエステル糸（長繊維の太さが一デニール未満のものに限る。）から成るものに限る。）</p>	<p>第六一類の衣類で、縫い目のないもの（身体の寸法に合わせたもので、機械加工による成型、圧縮又は様式が施されたものに限る。最小限の縫い目を有することができ、脇縫いを有してはならない。）</p>
八五	<p>第五九・〇三項、第六〇〇一・一〇号、第六〇〇一・二二号、第六〇〇一・九二号、第六〇〇四・一〇号、第六〇〇五・三二号又は第六〇〇六・三二号の編物で、人造繊維を複合した二以上の機能を有するもの（透湿性及び防水性の素材の内部膜が接着された一又は二の層のメリヤス編物から成るもので、五千ミリメートルの静水圧試験（ISO八一一）に合格し、透湿の結果水蒸気透過抵抗値が六</p>	<p>第六一類の男子用及び女子用の外衣類（ジャケット及びズボンを含む。）、ウインドブレーカージャケットその他これらに類する製品で、人造繊維を複合した編物（一</p>

<p>八七</p>	<p>第六〇〇四・一〇号、第六〇〇六・二二号、第六〇〇六・二二号又は第六〇〇六・二四号のメリヤス編物（綿が五十一パーセント以上七十パーセント以下、レーヨンが三十三パーセント以上四十九パーセント以下及び弾性糸が二パーセン</p>	<p>第六一・〇五項、第六一・〇六項、第六一・〇九項又は第六一・一〇項の上体用衣類</p>
<p>八六</p>	<p>第五四・〇七項、第六〇・〇一項、第六〇・〇四項、第六〇・〇五項又は第六〇・〇六項の織物又はメリヤス編物で、浸染したもの（中に織り込まれた又は編み込まれた再帰反射糸（スリット状の反射フィルムから成るもので、幅が五ミリメートルを超えないものに限る。）が五パーセント以上のもので、重量が一平方メートルにつき三百グラム以下のものに限る。）</p>	<p>又は二の層のメリヤス編物で、二層のメリヤス編物の間に挟まれ又は一層のメリヤス編物の背面に接着された防風性、透湿性及び防水性の膜を有するもの）を利用したものであり、かつ、耐久性はつ水加工が施されたもの（これらの製品は、しばしば「ソフトシエル」の衣類といい、取り付けた帽子を含む。）</p>
	<p>十以下である（ISO一一〇九二）もの限り、かつ、耐久性はつ水加工が施されたもので、ATTCの規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。この内部膜は、二層のメリヤス編物の間に挟むこと又は一層のメリヤス編物に接着することができる。）</p>	

	<p>ト以上七パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百七十五グラム以下のものに限る。）</p>	
<p>八八</p>	<p>第五九〇三・二〇号の織物で、人造繊維が百パーセントのもの（ポリウレタンを塗布したもの（五百ミリメートル以上千五百ミリメートル以下）で、重量が一平方メートルにつき九十二グラム以上四百七十五グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第四二〇二・九二号のバックパツク</p>
<p>八九</p>	<p>第五四・〇七項の織物で、平織りの合成繊維のもの（ナイロンが九十パーセント以上九十六パーセント以下及び弾性糸が四パーセント以上十パーセント以下のもの、重量が一平方メートルにつき百二十五グラム以上百三十五グラム以下のもの）に限り、かつ、AATCCの規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。）</p>	<p>第六二〇三・四三号又は第六二〇四・六三号の男子用及び女子用のズボン（防水性のもの）に限り、スキー又はスノーボード用のズボンを除く。）</p>
<p>九〇</p>	<p>第五四・〇七項の二重織りの織物（ナイロンが四十七パーセント以上五十三パーセント以下、ポリエステルが四十パーセント以上四十六パーセント以下及び弾性糸が四パーセント以上十パーセント以下のもの、重量が一平方メートルにつき二百七十グラム以上二百八十グラム以下のもの）に限り、かつ、AATCCの規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。）</p>	<p>第六二〇三・四三号の男子用のズボン（防水性のもの）に限り、スキー又はスノーボード用のズボンを除く。）</p>

<p>九一</p>	<p>第五四・〇七項の二重織りの織物（ポリエステルが九十パーセント以上九十九パーセント以下及び弾性係が一パーセント以上十パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百二十九グラム以上二百四十一グラム以下のものに限り、かつ、AATCCの規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。）</p>	<p>第六一〇・三〇号の男子用及び女子用の製品（セーター、ベスト及びスウェットシャツを除く。）並びに第六二〇一・九三号の男子用のアノラックその他これに類する製品（防水性のものに限る。）</p>
<p>九二</p>	<p>第五四〇七・一〇号の二重織りの織物（ポリエステルが五十一パーセント以上五十七パーセント以下、ナイロンが三十七パーセント以上四十三パーセント以下及び弾性係が三パーセント以上九パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百二十五グラム以上二百二十五グラム以下のものに限り、かつ、AATCCの規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。）</p>	<p>第六二〇三・四三号の男子用のズボン（防水性のものに限る、スキー又はスノーボード用のズボンを除く。）</p>
<p>九三</p>	<p>第五四・〇七項のリップストップ織物で、ナイロンが百パーセントのもの（重量が一平方メートルにつき三十七グラム以上四十七グラム以下のもので、AATCCの規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。）</p>	<p>第六二〇一・九三号又は第六二〇二・九三号の男子用及び女子用の衣類（断熱加工した防水性のものに限る。）</p>

九四	<p>第五四・〇七項の平織りのタフタ織物で、ポリエステルが百パーセントのもの（重量が一平方メートルにつき五十三グラム以上六十三グラム以下のもので、ATCCの規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。）</p>	<p>第六二〇三・四三三号の男子用のズボン（断熱加工した防水性の合成繊維のものに限り、スキー又はスノーボード用のズボンを除く。）</p>
九五	<p>第六〇〇四・一〇号、第六〇〇四・九〇号又は第六〇〇五・三四号のな染したたてメリヤス編物で、ポリエステル又はナイロン繊維のもの（耐塩素性の弾性糸が三パーセント以上二十一パーセント以下のものに限る。）</p>	<p>第六一・一四一四号の女子用の水着並びに第六一・一三〇号の乳児用の水着及びラッシュガード</p>
九六	<p>第五五〇九・三一号、第五五〇九・三二号、第五五〇九・六一号、第五五〇九・六二号又は第五五〇九・六九号の紡績糸で、アクリル又はモダクリルの短繊維のもの（小売用にしたものを除く。）</p>	<p>第六一・〇五項、第六一・〇六項、第六一・〇九項、第六一・一〇項、第六一・一一項又は第六一・一四項の上体用衣類（第六一・一一項の乳児用靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除く。）</p>
九七	<p>第五五一一・二九号の織物で、アクリル又はモダクリルの短繊維のもの</p>	<p>第六二・〇一項又は第六二・〇二項の男子用及び女子用の外衣類並びに第六二〇九・三〇号の乳児用</p>

		<p>の衣類（第六二・〇一項又は第六二・〇二項の衣類に類するものに限る。）</p>
<p>九八</p>	<p>第五五・一六項のサテン織り又は綾織りの織物で、漂白し又は浸染したもの（リヨセルが六十パーセント以上及びナイロン、ポリエステル又は弾性糸が四十パーセント以下のもので、全米防火協会（NFPA）二一一二又はアメリカ材料試験協会（ASTM）一五〇六の難燃性規格に適合しないものに限る。）</p>	<p>第六二類の織物製の衣類</p>
<p>九九</p>	<p>第六〇〇六・三二号の浸染したメリヤス編物（ポリエステルが五十七パーセント以上六十三パーセント以下、羊毛が二十七パーセント以上三十三パーセント以下及びナイロンが七パーセント以上十三パーセント以下のものに限る。）</p>	<p>第六一〇・三〇号のセーター、プルオーバー、スウェットシャツ、ベストその他これらに類する製品</p>
<p>一〇〇</p>	<p>第五二一二・二二号又は第五二一二・二三号の綾織物で、漂白し又は浸染したものの（綿が五十二パーセント以上五十八パーセント以下及び亜麻が四十二パーセント以上四十八パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百三十グラム以上二百八十五グラム以下のものに限る。）</p>	
<p>一〇一</p>	<p>第五八〇一・三七号の人造繊維のたてパイル織物で、ベルベットのもの（パイル</p>	

	を切ったものに限る。)	
一〇二	<p>第五二〇八・四二号又は第五二〇八・五二号のシアースッカー織物で、綿のもの（重量が一平方メートルにつき二百グラム以下のもので、織物の上に縞模様が生ずる交互のパツカリング効果を生じさせるため、異なる張力で二のたて糸を織る方法で生産されたもの）に限り、六十七メートル式番手若しくはそれより細い単糸を使ったもの又は構成単糸が百三十五メートル式番手若しくはそれより細いマルチプルヤーンを使ったものを含有するものを除く。糸が浸染されたもの、な染されたもの又は単色のものいずれであるかを問わない。）</p>	
一〇三	<p>第五二・一〇項又は第五二・一一項の綿織物（綿が五十一パーセント以上七十パーセント以下及びナイロンが三十パーセント以上四十九パーセント以下のもの、AATCCの規格三五に従って行う試験において、六百ミリメートルの圧力ヘッド下で二分間に一・〇グラムを超える水が浸透しない防水加工が施されたものに限る。）</p>	<p>第六二二一・一一号又は第六二二一・一二号の織物製の水着</p>
一〇四	<p>第五五一二・一九号のシアースッカー織物で、ポリエステル短繊維のもの（重量が一平方メートルにつき二百グラム以下のもので、織物の上に縞模様が生ずる交互のパツカリング効果を生じさせるため、異なる張力で二のたて糸を織る方法で生産されたもの）に限る。糸が浸染されたもの、な染されたもの又は単色のもの</p>	

	いづれであるかを問わない。）	
一〇五	第五二〇九・二一号、第五二〇九・三一号、第五二〇九・四一号、第五二〇九・五一号又は第五二〇九・五九号の綿織物で、漂白し、浸染し若しくはな染したものの又は異なる色の糸から成るもの（重量が一平方メートルにつき二百グラムを超えるものに限る。）	第四二類の紡織用繊維製の旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器
一〇六	第五五・一二項の起毛のマイクロファイバー織物で、ポリエステル繊維のもの	第四二類の紡織用繊維製の旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器
一〇七	第五九〇三・一〇号の紡織用繊維の織物類（ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので、重量が一平方メートルにつき二百グラムを超えるものに限る。）	第四二類の紡織用繊維製の旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器
一〇八	第五九〇三・二〇号の綿の織物類（ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので、重量が一平方メートルにつき二百グラムを超えるものに限る。）	第四二類の紡織用繊維製の旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器
一〇九	第六〇・〇四項又は第六〇・〇五項の弾性を有するたてメリヤス編物で、ポリエ	第六一類の衣類及び附属品（第六

	<p>ステル及びビスコースのもの（ポリエステルが三十八パーセント以上四十パーセント以下、アクリルが三十パーセント以上四十パーセント以下、ビスコースが十六パーセント以上三十五パーセント以下及び弾性糸が三パーセント以上九パーセント以下のものに限る。）</p>	<p>一・一一項の乳児用の靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除く。）</p>
一一〇	<p>第五四類又は第五五類の人造繊維の織物</p>	<p>第四二〇二・九二号の断熱加工した飲食料用バッグの外</p>
一一一	<p>第五五一六・九一号、第五五一六・九二号、第五五一六・九三号又は第五五一六・九四号の織物で、漂白し、浸染し若しくはな染したもの又は異なる色の糸から成るもの（レーヨンが六十パーセント以上七十五パーセント以下、ナイロンが三十パーセント以上三十五パーセント以下及び弾性糸が一パーセント以上五パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以上三百五十グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六二類の衣類</p>
一一二	<p>第五五一一三・三一号の異なる色の糸から成る織物（ポリエステルが六十二パーセント以上六十八パーセント以下及び綿が三十二パーセント以上三十八パーセント以下のもので、単糸の太さが四十七メートル式番手を超えないもの限り、かつ、重量が一平方メートルにつき百二十五グラム以上百四十グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六二〇五・三〇号の男子用のマイクロチェックのシャツ（ドレスシャツを除く。）</p>

一一三	<p>第五五一五・一三号、第五五一五・二二号、第五五一五・九九号、第五五一六・三二号又は第五五一六・三三号の人造繊維の織物で、カードした羊毛が混紡されたもの（人造繊維が五十一パーセント以上六十四パーセント以下及び羊毛、カシミヤやぎの毛若しくはらくだの毛又はこれらの混毛が三十六パーセント以上四十九パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき三百五十七グラム以上四百八十五グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六二・〇一項又は第六二・〇二項の男子用及び女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類するコート</p>
一一四	<p>第五五類の織物（人造繊維が八十五パーセント以下及びコムした羊毛、モヘヤ又はカシミヤやぎ若しくはらくだの毛が十五パーセントを超えないもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六二・〇三項又は第六二・〇四項の男子用及び女子用のスーツに類するジャケット及びズボン（織物製のものに限る。）</p>
一一五	<p>第五一一一・三〇号の紡毛織物（カードした羊毛が五十一パーセント以下及び人造短繊維が二十パーセント以上四十九パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき四百グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六二・〇一項又は第六二・〇二項の男子用及び女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品（織物製のものに限る。）</p>
一一六	<p>第五五一五・一三号の人造短繊維の織物で、カードした羊毛が混紡されたもの</p>	<p>第六二・〇一項又は第六二・〇二</p>

	<p>(ポリエステル短繊維が五十一パーセント以上五十五パーセント以下及びカードした羊毛が四十五パーセント以上四十九パーセント以下のものに限る。)</p>	<p>項の男子用及び女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品(織物製のものに限る。)</p>
一一七	<p>第五一一・一九号の織物(カードした羊毛が九十パーセント以下及びカシミヤやぎの毛が十パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき三百四十グラムを超えるもの限り、手織りのものを除く。)</p>	<p>第六二・〇一項又は第六二・〇二項の男子用及び女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品(織物製のものに限る。)</p>
一一八	<p>第六〇〇四・一〇号、第六〇〇五・四一号、第六〇〇五・四二号、第六〇〇五・四三号、第六〇〇五・四四号、第六〇〇六・四一号、第六〇〇六・四二号、第六〇〇六・四三号又は第六〇〇六・四四号のメリヤス編物(レーヨンが五十パーセント以上八十四パーセント以下、ポリエステルが十四パーセント以上四十九パーセント以下及び弾性糸が一パーセント以上十パーセント以下のものに限る。)</p>	<p>第六一類の衣類及び附属品(第六一・一一項の乳児用の靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除く。)</p>
一一九	<p>第六〇〇四・一〇号、第六〇〇五・三一号、第六〇〇五・三二号、第六〇〇五・三三号、第六〇〇五・三四号、第六〇〇六・三一号、第六〇〇六・三二号、第六〇〇六・三三号又は第六〇〇六・三四号のメリヤス編物(ポリエステルが五十</p>	<p>第六一類の衣類及び附属品(第六一・一一項の乳児用の靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除</p>

	<p>パーセント以上六十五パーセント以下、レーヨンが三十パーセント以上四十九パーセント以下及び弾性糸が一パーセント以上十パーセント以下のものに限る。)</p>	
<p>一一〇</p>	<p>第六〇〇四・一〇号、第六〇〇五・四一号、第六〇〇五・四二号、第六〇〇五・四三号、第六〇〇五・四四号、第六〇〇六・四一号、第六〇〇六・四二号、第六〇〇六・四三号又は第六〇〇六・四四号のメリヤス編物（レーヨンが九十パーセント以上九十九パーセント以下及び弾性糸が一パーセント以上十パーセント以下のものに限る。)</p>	<p>第六一類の衣類及び附属品（第六一・一一項の乳児用の靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除く。)</p>
<p>一一一</p>	<p>第六〇〇五・四一号、第六〇〇五・四二号、第六〇〇五・四三号、第六〇〇五・四四号、第六〇〇六・四一号、第六〇〇六・四二号、第六〇〇六・四三号又は第六〇〇六・四四号のメリヤス編物（レーヨンが五十一パーセント以上八十四パーセント以下及びポリエステルが十六パーセント以上四十九パーセント以下のものに限る。)</p>	<p>第六一類の衣類及び附属品（第六一・一一項の乳児用の靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除く。)</p>
<p>一一二</p>	<p>第六〇〇五・三一号、第六〇〇五・三二号、第六〇〇五・三三号、第六〇〇五・三四号、第六〇〇六・三一号、第六〇〇六・三二号、第六〇〇六・三三号又は第六〇〇六・三四号のメリヤス編物（ポリエステルが五十一パーセント以上六十五パーセント以下及びレーヨンが三十五パーセント以上四十九パーセント以下のものに限る。)</p>	<p>第六一類の衣類及び附属品（第六一・一一項の乳児用の靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除く。)</p>

	のに限る。)	
一一三	第六〇〇五・四一号、第六〇〇五・四二号、第六〇〇五・四三号、第六〇〇五・四四号、第六〇〇六・四一号、第六〇〇六・四二号、第六〇〇六・四三号又は第六〇〇六・四四号のメリヤス編物で、レーヨンが百パーセントのもの	第六一類の衣類及び附属品（第六一・一一項の乳児用の靴下類及び第六一・一五項の靴下類を除く。）
一二四	第五四・〇八項又は第五五・一六項の織物（レーヨンが五十パーセント以上八十四パーセント以下、ポリエステルが六パーセント以上四十九パーセント以下及び弾性系が一パーセント以上十パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百二十五グラム未満のものに限る。）	第六二類の衣類
一二五	第五四・〇七項、第五五・一二項又は第五五・一五項の織物（ポリエステルが五十パーセント以上六十五パーセント以下、レーヨンが三十四パーセント以上四十九パーセント以下及び弾性系が一パーセント以上十パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百二十五グラム未満のものに限る。）	第六二類の衣類
一二六	第五四・〇八項又は第五五・一六項の織物（レーヨンが九十パーセント以上九十九パーセント以下及び弾性系が一パーセント以上十パーセント以下のものに限る。）	第六二類の衣類

<p>一二七</p>	<p>第五四・〇八項又は第五五・一六項の織物（レーヨンが五十一パーセント以上八十五パーセント以下及びポリエステルが十五パーセント以上四十九パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百二十五グラム未満のものに限る。）</p>	<p>第六二類の衣類</p>
<p>一二八</p>	<p>第五四・〇七項、第五五・一二項又は第五五・一五項の織物（ポリエステルが五十一パーセント以上六十五パーセント以下及びレーヨンが三十五パーセント以上四十九パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百二十五グラム未満のものに限る。）</p>	<p>第六二類の衣類</p>
<p>一二九</p>	<p>第五四・〇八項又は第五五・一六項の織物で、レーヨンが百パーセントのもの</p>	<p>第六二類の衣類</p>
<p>一三〇</p>	<p>第六〇〇四・一〇号又は第六〇〇六・三二号のジャージのメリヤス編物（ポリエステルが四十三パーセント以上四十六パーセント以下、レーヨンが四十三パーセント以上四十五パーセント以下、亜麻が五パーセント以上九パーセント以下及び弾性糸が四パーセント以上五パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百二十五グラム以上二百五十グラム以下のものに限り、たて編みのものを除く。）</p>	<p>第六一・〇五項、第六一・〇六項、第六一・〇九項、第六一・一〇項又は第六一・一四項の上体用衣類</p>

一三二	<p>第六〇〇四・一〇号又は第六〇〇六・三二号のジャージーのメリヤス編物（レーヨンが三十パーセント以上三十六パーセント以下、アクリルが十九パーセント以上三十五パーセント以下、ポリエステルが二十七パーセント以上三十三パーセント以下及び弾性係が三パーセント以上八パーセント以下のもの、重量が一平方メートルにつき百二十五グラム以上二百五十グラム以下のものに限り、たて編みのものを除く。）</p>	<p>第六一・〇五項、第六一・〇六項、第六一・〇九項、第六一・一〇項又は第六一・一四項の上体用衣類</p>
一三三	<p>第六〇〇四・一〇号又は第六〇〇六・四二号のジャージーのメリヤス編物（レーヨンが四十六パーセント以上五十二パーセント以下、リヨセルが二十三パーセント以上二十九パーセント以下、綿が六パーセント以上十二パーセント以下及び弾性係が三パーセント以上八パーセント以下のもの、重量が一平方メートルにつき百二十五グラム以上二百五十グラム以下のものに限り、たて編みのものを除く。）</p>	<p>第六一・〇五項、第六一・〇六項、第六一・〇九項、第六一・一〇項又は第六一・一四項の上体用衣類</p>
一三三	<p>第六〇〇四・一〇号又は第六〇〇六・四二号のストラブジャージーの編物（レーヨンが九十二パーセント以上九十八パーセント以下、ポリエステルが二パーセント以上三パーセント以下及び弾性係が二パーセント以上五パーセント以下のもの、重量が一平方メートルにつき百五十グラム以上二百グラム以下のものに限</p>	<p>第六一・〇四項、第六一・〇五項、第六一・〇六項、第六一・〇九項、第六一・一〇項又は第六一・一四項のシャツ、ブラウス、シングレット、タンクトップその他これらに類する衣類、プルオーバー</p>

		<p>バー、スウェットシャツ、ウエストコート（ベスト）その他これらに類する製品並びにトップス、ドレス、スカート及びキュロットスカート（メリヤス編みのものに限る。）</p>
<p>一三四</p>	<p>第六〇〇四・一〇号又は第六〇〇六・四二号のジャージーのメリヤス編物（リヨセルが四十四パーセント以上五十パーセント以下、レーヨンが四十四パーセント以上五十パーセント以下及び弾性糸が三パーセント以上九パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百五十グラム以上二百二十グラム以下のもの限り、たて編みのものを除く。）</p>	<p>第六一・〇五項、第六一・〇六項、第六一・〇九項、第六一・一〇項又は第六一・一四項の上体用衣類</p>
<p>一三五</p>	<p>第六〇〇六・二二号のスラブジャージーの編物（綿が五十一パーセント以上六十五パーセント以下及びレーヨンが三十五パーセント以上四十九パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百二十グラム以上二百二十五グラム以下のものに限る。）</p>	<p>第六一・〇五項、第六一・〇六項、第六一・〇九項、第六一・一〇項又は第六一・一四項の上体用衣類</p>
<p>一三六</p>	<p>第五六・〇三項のマイクロファイバースエードで、ポリエステルのも（ケミカルピーチ加工及びケミカルボンド加工が施されたもので、重量が一平方メートル</p>	

	につき百二十五グラム以上二百五十グラム以下のものに限る。）	
一三七	第五三〇九・二九号の織物（亜麻が五十一パーセント以上五十五パーセント以下及び綿が四十五パーセント以上四十九パーセント以下のもの、重量が一平方メートルにつき百二十グラム以上二百二十五グラム以下のものに限る。）	第六二類の衣類
一三八	第六〇〇一・一〇号又は第六〇〇一・二二号のシエルパのメリヤス編物で、ボンディング加工したものであり、かつ、ポリエステルが百パーセントのもの（重量が一平方メートルにつき二百五十グラム以上二百七十五グラム以下のものに限る。）	
一三九	第五一一二・一九号のストレッチ織物で、羊毛製のもの（コームし及び浸染した羊毛が九十五パーセント以上九十八パーセント以下並びに弾性係が二パーセント以上五パーセント以下のもの、重量が一平方メートルにつき二百二十五グラム以上三百グラム以下のもの限り、かつ、縦又は横に十五パーセント以上伸縮するものに限る。）	第六二類の衣類
一四〇	第五一・一二項又は第五五・一五項のストレッチ織物で、羊毛製のもの（コームし及び浸染した羊毛が十五パーセント以上五十パーセント以下、ポリエステルが十五パーセント以上五十パーセント以下並びに弾性係が二パーセント以上五パー	第六二類の衣類

	<p>セント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百二十五グラム以上三百グラム以下のものに限り、かつ、縦又は横に十五パーセント以上伸縮するものに限る。）</p>	
<p>一四二</p>	<p>第五一・一二項又は第五五・一五項のストレッチ織物で、羊毛製のもの（コームし及び浸染した羊毛が十五パーセント以上八十五パーセント以下、ポリエステルが十五パーセント以上八十五パーセント以下並びに弾性係が二パーセント以上五百グラム以下のものに限り、かつ、縦又は横に十五パーセント以上伸縮するものに限る。）</p>	<p>第六二・〇四項の女子用のスーツ、スーツに類するジャケット、ブレザー、ドレス、スカート又はズボン</p>
<p>一四三</p>	<p>第五一・一二項又は第五五・一五項のストレッチ織物で、羊毛製のもの（コームし及び浸染した羊毛が十五パーセント以上五十パーセント以下、ポリエステルが十五パーセント以上五十パーセント以下並びに弾性係が二パーセント以上六十パー</p>	<p>第六二類の衣類</p>

	<p>セント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百七十五グラム以上二百二十五グラム以下のものに限り、かつ、縦又は横に十五パーセント以上伸縮するものに限る。）</p>	
一四四	<p>第五一・一二項又は第五五・一五項のストレッチ織物で、羊毛製のもの（コームし及び浸染した羊毛が十五パーセント以上八十五パーセント以下、ポリエステルが十五パーセント以上八十五パーセント以下並びに弾性係が二パーセント以上六パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百七十五グラム以上二百二十五グラム以下のものに限り、かつ、縦又は横に十五パーセント以上伸縮するものに限る。）</p>	第六二・〇四項の女子用の衣類
一四五	<p>第五一・一二・一一号又は第五二・一二・一九号のストレッチ織物で、羊毛製のもの（コームし及び浸染した羊毛が九十四パーセント以上九十八パーセント以下並びに弾性係が二パーセント以上六パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百七十五グラム以上二百二十五グラム以下のものに限り、かつ、縦又は横に十五パーセント以上伸縮するものに限る。）</p>	第六二類の衣類
一四六	<p>第五一・一二項又は第五五・一五項のストレッチ織物で、羊毛製のもの（コームし及び浸染した羊毛が十五パーセント以上五十パーセント以下、ポリエステルが十五パーセント以上五十パーセント以下並びに弾性係が二パーセント以上六パー</p>	第六二類の衣類

	<p>セント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百七十五グラム以上二百二十五グラム以下のものに限り、かつ、縦又は横に十五パーセント以上伸縮するものに限る。）</p>	
<p>一四七</p>	<p>第五一・一二項又は第五五・一五項のストレッチ織物で、羊毛製のもの（コームし及び浸染した羊毛が十五パーセント以上八十五パーセント以下、ポリエステルが十五パーセント以上八十五パーセント以下並びに弾性糸が二パーセント以上六パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百七十五グラム以上二百二十五グラム以下のものに限り、かつ、縦又は横に十五パーセント以上伸縮するものに限る。）</p>	<p>第六二・〇四項の女子用の衣類</p>
<p>一四八</p>	<p>第五一・一二・一一号又は第五二・二・一九号の梳毛織物で、浸染した糸から成るもの（羊毛、モヘア又はカシミヤやぎ若しくはらくだの毛が九十七パーセント以下及び弾性糸が三パーセント以上のもので、重量が一平方メートルにつき百七十五グラム以上二百七十五グラム以下のものに限り、かつ、縦又は横に十五パーセント以上伸縮するものに限る。）</p>	<p>第六二類の衣類</p>
<p>一四九</p>	<p>第五一・一二項又は第五五・一五項の梳毛織物で、浸染した糸から成るもの（羊毛、モヘア又はカシミヤやぎ若しくはらくだの毛が十五パーセント以上八十五パーセント以下、ポリエステルが十五パーセント以上八十五パーセント以下及び</p>	<p>第六二・〇四項の女子用のスーツ、スーツに類するジャケット、ブレザー、ドレス、スカート又は</p>

	<p>弾性糸が二パーセント以上五パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百七十五グラム以上二百七十五グラム以下のものに限り、かつ、縦又は横に十五パーセント以上伸縮するものに限る。）</p>	ズボン
一五〇	<p>第五二・〇八項のフランネル綿織物で、片面又は両面を起毛させたもの（綿が八十五パーセント以上のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム未満のものに限る。）</p>	第六二類の衣類
一五一	<p>第五五一六・九二号の浸染した織物（レーヨンが六十パーセント以上七十五パーセント以下、ナイロンが三十パーセント以上三十五パーセント以下及び弾性糸が一パーセント以上五パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以上三百五十グラム以下のものに限る。）</p>	
一五二	<p>第五五一六・九四号のな染した織物（レーヨンが六十パーセント以上七十五パーセント以下、ナイロンが三十パーセント以上三十五パーセント以下及び弾性糸が一パーセント以上五パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以上三百五十グラム以下のものに限る。）</p>	
一五三	<p>第五五一六・九三号の異なる色の糸から成る織物（レーヨンが六十パーセント以上七十五パーセント以下、ナイロンが三十パーセント以上三十五パーセント以下</p>	

	及び弾性糸が一パーセント以上五パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき二百グラム以上三百五十グラム以下のものに限る。）	
一五四	第五五・一五・一五号の織物（ポリエステルが五十三パーセント以上六十五パーセント以下、ビスコースレーヨンが二十五パーセント以上三十五パーセント以下及び羊毛が十五パーセント以上二十パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき百五十グラム以上三百グラム以下のものに限る。）	
一五五	第五〇類の絹の繊維、糸及び織物（第六二類の類注4に規定する着物又は帯の生産に使用する織物を除く。）	
一五六	第五三類の植物性紡織用繊維及びその糸並びに織物（綿のものを除く。）	
一五七	第六〇・〇四項から第六〇・〇六項までの各項のメリヤス編物（絹が五十一パーセント以上のものに限る。）	第六一類の衣類
一五八	第六〇・〇四項から第六〇・〇六項までの各項のメリヤス編物（亜麻が五十一パーセント以上のものに限る。）	第六一類の衣類
一五九	第五〇類の織物（絹が五十一パーセント以上のもの限り、第六二類の類注4に	第六二類の衣類

		規定する着物又は帯の生産に使用する織物を除く。）	
一六〇	第五三類の織物（亜麻が五十一パーセント以上のものに限る。）	第六二類の衣類	
一六一	第五四〇二・三一号、第五四〇二・五一号又は第五四〇二・六一号の糸（ナイロンタイプ六及びナイロンタイプ六・六のもので、太さが十一デニールより細かいものに限る。）		
一六二	第五六〇三・一一号又は第五六〇三・一二号のサーマルボンド不織布（重量が一平方メートルにつき二十グラムを超えるもので四十グラム以下のものに限る。）		
一六三	第五六〇三・一二号のспанボンド不織布（重量が一平方メートルにつき二十グラムを超えるもので五十五グラム以下のものに限る。）		
一六四	第五六〇三・一一号又は第五六〇三・一二号のспанレース不織布（重量が一平方メートルにつき二十グラムを超えるもので五十グラム以下のものに限る。）		
一六五	第五六〇三・一三号又は第五六〇三・一四号のспанボンド不織布で、オレフィンから成るもの（重量が一平方メートルにつき百四十グラムを超えるもので百六十五グラム以下のものに限る。）		

一六六	第六〇・〇六項のメリヤス編物（リヨセルが六十四パーセント、ポリエステルが三十三パーセント及び弾性糸が三パーセントのもので、重量が一平方メートルにつき二百十グラム以下のものに限る。）	第六一類の衣類（メリヤス編みのものに限る。）
一六七	第六〇・〇六項のシングルニット又はダブルニットの織物で、浸染し又はな染したもの（リヨセルが百パーセントのもので、重量が一平方メートルにつき二百五十グラム以下のものに限る。）	第六一類の衣類（メリヤス編みのものに限る。）
一六八	第六〇・〇四項のシングルニット又はダブルニットの織物で、浸染し又はな染したもの（リヨセルが八十パーセント以上九十五パーセント以下及び弾性糸が五パーセント以上二十パーセント以下のもので、重量が一平方メートルにつき三百グラム以下のものに限る。）	第六一類の衣類（メリヤス編みのものに限る。）
一六九	第五八〇四・二一号、第五八〇四・二九号又は第五八〇四・三〇号の機械製及び手製のレース	第六一類又は第六二類の女子用の衣類
一七〇	第五五一一・二二号又は第五五一一・二九号の織物で、アクリル繊維が百パーセントのもの（単糸のメートル式番手の平均が五十五を超えるものに限る。）	第六二類の衣類

一七二	第五五〇・一・一號、第五五〇・一二號又は第五五〇・三〇號の紡績糸（レーヨンが五十パーセント以上八十五パーセント以下及び綿が十五パーセント以上五十パーセント以下のものに限り、小売用にしたものを除く。）	
一七三	第五四〇三・三三號の再生纖維又は半合成纖維の長纖維の単糸で、セルロースアセテートのもの（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
一七四	第五五〇・九〇號の再生纖維又は半合成纖維の短纖維の紡績糸（ビスコースレーヨンが六十五パーセント以上及びナイロンが三十五パーセント以下のものに限る。）	第六一〇・一二號の上体用衣類
一七五	第五一一二・九〇號の織物（コムした羊毛を五十一パーセント以上及び亜麻を三十パーセント以上含有する羊毛糸から製造されるものに限る。）	第六二類の衣類
一七六	第五一一二・三〇號の織物（コムした羊毛を五十一パーセント以上及びビスコースレーヨンを三十五パーセント以上含有する糸から製造されるものに限る。）	第六二類の衣類
一七一	第五五一一三・一號又は第五五一一三・二號のバティスト織物（正方形の組織及びメートル式番手が七十六を超える単糸から成るもので、重量が一平方メートルにつき百グラム以下のものに限る。）	第六二類の衣類

	る。)	
一七七	第五四・〇八項の織物（ビスコースレーヨン <sup>を</sup> 五十一パーセント以上及びビコムした羊毛を三十パーセント以上含有する糸から製造されるものに限る。）	第六二類の衣類
一七八	第五一〇六・一〇号又は第五一〇七・一〇号の紡毛糸又は梳毛糸 <sup>そ</sup> で、羊毛が百パーセントのもの	第六二・一六項の織物製の手袋又はミトンで、羊毛製のもの（プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものを除く。）
一七九	第六〇・〇二項から第六〇・〇六項までの各項のメリヤス編物（ポリエステルが三十パーセント以上四十パーセント以下、アクリルが二十五パーセント以上三十五パーセント以下、レーヨンが三十パーセント以上四十パーセント以下及びポリウレタンが二十パーセント以上九パーセント以下のものに限る。）	第六一〇九・九〇号の肌着
一八〇	第五一〇八・一〇号又は第五一〇八・二〇号の糸で、モヘヤ又はアンゴラうさぎの毛のもの	
一八一	第五五一六・九二号又は第五五一六・九四号の織物（レーヨンが六十パーセント	

			以上八十四パーセント以下及び絹が十六パーセント以上四十パーセント以下のものに限る。）
一八二	第五五〇九・六九号の紡績糸（アクリルが五十一パーセントを超えるもの限り、生機及び漂白した繊維から成るもの並びに縫糸及び小売用にしたものを除く。）	第六一〇・三〇号のセーター、プルオーバー、スウェットシャツ、ウエストコート（ベスト）その他これらに類する製品	
一八三	第五五二〇・一二号のマルチプルヤーン又はケーブルヤーン（レーヨンが八十六パーセント以上九十六パーセント以下及び絹が四パーセント以上十パーセント以下のものに限り、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	第六一一〇・三〇号の女子用のセーター、プルオーバー、スウェットシャツ、ウエストコート（ベスト）その他これらに類する製品	
一八四	第六〇〇一・一〇号、第六〇〇一・二二号、第六〇〇一・九二号、第六〇・〇二項、第六〇〇三・三〇号、第六〇・〇四項、第六〇〇五・三一号から第六〇〇五・三四号までの各号又は第六〇〇六・三二号のメリヤス編物で、ポリプロピレンが百パーセントのもの	第六一一〇・三〇号のセーター、プルオーバー、スウェットシャツ、ベストその他これらに類する製品	
一八五	第五四〇四・一二号の単繊維で、ポリプロピレンのもの		

<p>一八六</p>	<p>第五五〇・一一号、第五五〇・二〇号、第五五〇・三〇号又は第五五〇・九〇号の再生纖維又は半合成纖維の短纖維の紡績糸で、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンのもの（縫糸及び小売用にしたものを除く。）</p>	<p>衣類用のししゅう</p>
<p>一八七</p>	<p>第五一〇七・一〇号の梳毛糸（コムした羊毛が九十五パーセント以上百パーセント以下のもの、纖維の直径が平均で十九ミクロン以下のもの）に限り、かつ、カシミヤやぎ、アンゴラうさぎ若しくはらくだの毛、モヘヤ又は第五三類の纖維が五パーセント以下のものに限る。）</p>	<p>第六一〇・一一号のセーター、プルオーバー、スウェットシャツ、ウエストコート（ベスト）その他これらに類する製品</p>